

長期優良住宅申請 認定の手数料【既存住宅】（令和4年2月20日以降）

区分		計画認定申請（円/件）	
		右記によらない場合 (パターン3)	確認書等を添付した場合 (パターン4)
一戸建て		74,000	18,000
一戸建て以外	床面積の合計が100㎡以下	74,000	18,000
	100㎡超 500㎡以下	174,000	34,000
	500㎡超 1000㎡以下	277,000	55,000
	1000㎡超 2500㎡以下	549,000	91,000
	2500㎡超 5000㎡以下	983,000	147,000
	5000㎡超 10000㎡以下	1,690,000	224,000
	10000㎡超 20000㎡以下	3,129,000	380,000
	20000㎡超 30000㎡以下	4,475,000	481,000
30000㎡超		5,487,000	546,000

○計画変更認定申請の場合

区分		計画変更認定申請（円/件）			
		構造・設備等の変更 有		区分	構造・設備等の変更 無
		(パターン3)	(パターン4)		
一戸建て		37,000	9,000		
一戸建て以外	床面積の合計が100㎡以下	37,000	9,000	1戸	9,000
	100㎡超 500㎡以下	87,000	17,000	2戸～ 5戸	17,000
	500㎡超 1000㎡以下	138,500	27,500	6戸～ 10戸	27,000
	1000㎡超 2500㎡以下	274,500	45,500	11戸～ 25戸	46,000
	2500㎡超 5000㎡以下	491,500	73,500	26戸～ 50戸	74,000
	5000㎡超 10000㎡以下	845,000	112,000	51戸～100戸	112,000
	10000㎡超 20000㎡以下	1,564,500	190,000	101戸～200戸	189,000
	20000㎡超 30000㎡以下	2,237,500	240,500	201戸～300戸	241,000
30000㎡超		2,743,500	273,000	301戸～	273,000

- ※1 確認申請書を添付し認定の申請を行う場合は上記手数料に確認申請手数料を加算します。
- ※2 一戸建ての住宅の手数料は、専用住宅に限り適用されます。
併用住宅は「一戸建ての住宅以外」の手数料が適用されます。
- ※3 床面積の合計には住宅以外の部分の床面積も含まれます。
- ※4 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の申請手数料は、この表の手数料の金額（確認申請書を添付した認定の申請を行う場合は、確認申請手数料を加算した金額）を申請戸数の合計で除し、これにそれぞれの申請戸数を乗じた金額になります。（100円未満切り上げ）
- ※5 「確認書等」とは、登録住宅性能評価機関が発行する申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しをいいます。